発電設備撤去に係る誓約書

　愛南町長　清水雅文　　殿

　私は、　　　　　　　発電所事業を実施するにあたり、「愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の推進に関する条例」第５条第４項に基づき、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

1. 発電事業終了後、当該施設を原因として周囲の景観、環境に悪影響を与える場合には速やかに施設を撤去すること。

２．発電事業が終了するまでに、￥　　　　　円を撤去に係る経費として積み立てること。

以上

　令和　年　月　日

本人　住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　電話番号